

気をつけよう！見守ろう！ ふくいの消費生活



2020年2月号

うますぎるもうけ話に注意！

利益になることを強調して投資や出資を勧誘する「利殖商法」によるトラブルが発生しています。

投資といっても
元本は保証されます



今、暗号資産(仮想通貨)を
買えば、2、3年後には倍
になります



これから発展する国へ
の投資なので高配当が
見込まれます



超低金利のなか、少しでも資産を増やしたいという心理を利用した詐欺的な勧誘によるトラブルが見受けられます。勧誘には、**未公開株や社債、外国の通貨・事業への投資、暗号資産(仮想通貨)、一般の消費者には理解が難しい金融商品、老人ホーム入居の権利**など、さまざまな名目が使われます。

勧誘する際には、「**必ずもうかります**」「**元本保証します**」「**高利率・高配当**」などと強調しますが、リスクについてはほとんど説明がありません。こうした勧誘に乗って、安易に投資や出資をすると、実際にはもうけどころか元本も戻らない場合があります。

また、過去に被害にあった方が、「被害が回復できる」と勧誘されて、再び被害(二次被害)にあう場合もあります。

投資等に関するトラブルの事例

事例 1

知人に勧められて暗号資産（仮想通貨）への投資の説明会に行った。「数年後、会社が買い取ります」と言われ、100万円振り込んだ。



必ず価値が上がります。
弊社が買い取りますのでご安心ください。

数年後…

電話が繋がらない。
買い取ってくれる話だったのに…



実際

業者と連絡がとれず、返金もしてもらえず、元金を失った。

事例 2

「必ずもうかるから事業に投資しないか。月3%の配当金がもらえる。」と何回も電話があり、100万円投資した。



今どき、月々3万円、1年で36万円か。
いい話を紹介してもらった。



数か月後…

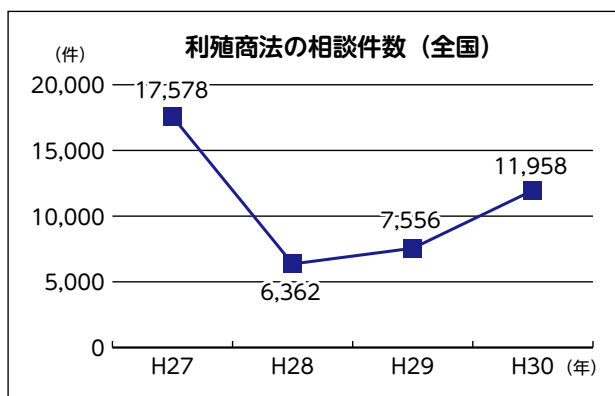
毎月入っていた配当が
入金されてない。
どうなっているのか
聞かないと…



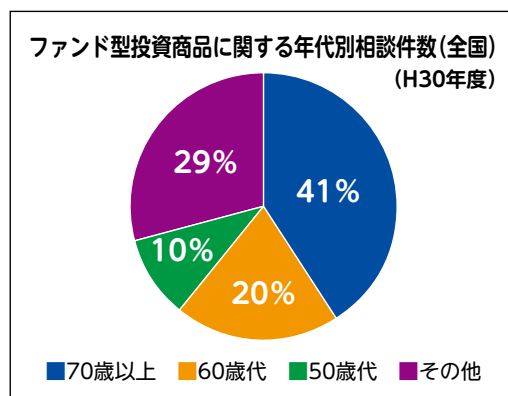
実際

初めのうちは配当金が支払われていたが、数回分を受け取った後、配当がなくなった。預けた100万円を返金してもらおうと電話をしても繋がらない。会社も存在していなかった。

投資に関するトラブルの被害状況



(消費者白書より)



(消費者年報2019より)

- 利殖商法に関する全国の相談件数は、H29年から増加傾向にあります。
- 利殖商法の相談件数の半数近くはファンド型投資商品が占めています。その相談者の多くは70歳以上の高齢者です。
- 県内の利殖商法に関する相談件数についても、近年は増加傾向にあります。
(H27年度：67件、H28年度：54件、H29年度：58件、H30年度：61件)

投資トラブルのアドバイス

- **リスクなしに「もうかる話」はありません。**逆に言えば、「もうかる話」には裏があります。そんなにもうかるのであれば、なぜわざわざ他人にすすめるのでしょうか？冷静に考えることが必要です。
- 話を聞いて、リスクや利益のする仕組みが理解できない場合は、契約しないようにしましょう。
- 契約する場合にはリスクや手数料、解約の条件など、**契約内容を事前によく確認しましょう。**
- その場ですぐに契約せず、**家族や周りの人に相談**しましょう。
- 株や投資信託などの取扱いは、登録を受けている業者に限られます。金融庁の「免許・許可・登録を受けている業者一覧」で確認しましょう。
- 資産の運用をする場合は、万が一のことがあっても自分の**生活に影響のない金額**で行いましょう。



預託商法にも注意！

「〇〇〇のオーナーになりませんか。事業者が預かって運用しますので、その利益の一部を配当として受け取れます。」などと勧誘されて契約したが、実際には配当が受けられないというトラブルもみられます。購入(出資)したはずの商品等も存在せず、支払ったお金も戻ってこない場合がほとんどです。

商品等の例



ご存知ですか？消費者契約法

不当な勧誘による契約から消費者を守るための法律が拡充されました。

不当な勧誘により契約させられた場合、後から契約を取り消すことができます。2019年6月に改正法が施行され、契約の取り消しを主張できるケースが増えました。その一部を紹介します。

①契約前なのに強引に代金を請求される

例) 事業者が、消費者の注文前に、その家の物干し台の寸法に合わせてさお竹を切断してしまい、代金を請求



えーっ、まだ注文していないのに…

②高齢者や若者が不安をあおられる

例) 加齢により判断力が低下した消費者に対し、「投資用マンションを買わなければ、定期収入が得られず、今のような生活を送ることは困難になる」と告げて勧誘

買っておかないと、生活が苦しくなるのか…



例) 就活中の学生の不安を知りつつ、「このままでは一生成功しない。このセミナーが必要である」と勧誘



お金がかかるけど、就職したいから…

●消費生活トラブルに関する 専門家による相談会

無料 要予約

2・3月の開設日

開設時間14:00～16:00

分野	2月		3月	
福井弁護士会（法律）	4日(火)	県消費生活センター	2日(月)	敦賀市消費生活センター(☎0770-22-8115)
	6日(水)	県嶺南消費生活センター	3日(火)	県消費生活センター
	19日(水)	県消費生活センター	18日(水)	県消費生活センター
司法書士（法律）	27日(水)	県嶺南消費生活センター	26日(水)	県嶺南消費生活センター
福井県建築士会（建築）	17日(月)	県消費生活センター	-	-

*先に申込みが必要です。申込受付は、県の消費生活センターまでご連絡ください。3月2日(月)の申込受付は、敦賀市消費生活センターでもできます。

消費生活のご相談は…



福井県消費生活センター

〒910-0858 福井市手寄1丁目4-1 (AOSSA7階)
☎ : 0776-22-1102
FAX : 0776-22-8190

福井県嶺南消費生活センター

〒917-0069 小浜市小浜白鬚112 (白鬚業務棟3階)
☎ : 0770-52-7830
FAX : 0770-52-7831 (嶺南消費生活センターは第3日曜日は休館です)

受付時間9:00～17:00 (平日、土日) (祝日・年末年始は休館)



ホームページ

福井県 消費生活

検索

<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/shohic/index.html>



フェイスブック

<https://www.facebook.com/pref.fukui.cac/>

※ 市消費者センター、町相談コーナーでも受け付けています。

☆「消費者ホットライン」188

福井県消費生活センターや市消費者センターなどの相談窓口につながります。音声ガイダンスが流れますが、操作が分からない場合はそのままお待ちいただければ、つながります。

発行

福井県安全環境部県民安全課 〒910-8580 福井市大手 3-17-1
☎0776-20-0287 FAX0776-20-0633

あらかじめ、
幸せだったらいいな。

幸せ度
いちばん
福井県